

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和7年10月6日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務  ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ③職権による保護の開始又は変更に関する事務  ④保護の停止又は廃止に関する事務  ⑤資料の提供等の求めに関する事務  ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務  ⑨保護に要する費用の返還に関する事務  ⑩保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、レセプト管理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、オンライン資格確認等システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第15条</p> <p>旭川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)  番号法第19条第8号  番号法 別表の23の項  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項</p> <p>(情報提供の根拠)  番号法第19条第6及び8号  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市福祉保険部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

## 6. 他の評価実施機関

—

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当)  
〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)  
電話番号 0166-25-6012

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 旭川市福祉保険部生活支援課給付係  
〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階)  
電話番号 0166-25-6458

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		生活保護の新規申請があった際、担当職員が住基で個人番号を調べ、生活保護システムに紐づけしているが、紐づけ誤りがないよう、複数職員によるチェックを徹底している。したがって、人手を介在させる作業に対するリスク対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

[  十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、生活保護システムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定しており、システム端末へのログインについても、二要素認証を行っている。したがって、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	1②	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和1年6月26日	3	旭川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(制定予定)	旭川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和1年6月26日	4②	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116及び120の項  別表第2の主務省令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条及び第55条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116及び119の項  別表第2の主務省令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の3	事後	
令和1年6月26日	5②	生活支援課長 篠崎 敏則	生活支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	1②	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務  ②保護の開始若しくは変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ③職権による保護の開始又は変更に関する事務  ④保護の停止又は廃止に関する事務  ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑦保護に要する費用の返還に関する事務  ⑧保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務  ②保護の開始若しくは変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ③職権による保護の開始又は変更に関する事務  ④保護の停止又は廃止に関する事務  ⑤資料の提供等の求めに関する事務  ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑧保護に要する費用の返還に関する事務  ⑨保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務。</p>	事後	
令和3年3月31日	1③	生活保護電算処理システム	生活保護電算処理システム, レセプト管理システム, 中間サーバコネクタ, 中間サーバ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	4②	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、第14号及び第15号別表第2の26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第19条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項</p> <p>別表第2の主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、第14号及び第15号別表第2の26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第19条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項</p> <p>別表第2の主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-1-②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務  ②保護の開始若しくは変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ③職権による保護の開始又は変更に関する事務  ④保護の停止又は廃止に関する事務  ⑤資料の提供等の求めに関する事務  ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑧保護に要する費用の返還に関する事務  ⑨保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務  ②保護の開始若しくは変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ③職権による保護の開始又は変更に関する事務  ④保護の停止又は廃止に関する事務  ⑤資料の提供等の求めに関する事務  ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務  ⑨保護に要する費用の返還に関する事務  ⑩保護に要する費用に係る徴収金の徴収に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-4-②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号, 第14号及び第15号別表第2の26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第19条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116及び120の項</p> <p>別表第2の主務省令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2及び第59条の3</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号, 第15号及び第16号別表第2の26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第19条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の10, 11, 15, 17, 24, 31, 34, 36, 37, 38, 40, 41, 48, 50, 55, 63, 66, 67, 76, 77, 79, 87, 112, 115, 119, 133, 135, 137, 142, 146及び150の項</p> <p>別表第2の主務省令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2及び第59条の3</p>	事後	
令和5年6月1日	1③	生活保護電算処理システム, レセプト管理システム, 中間サーバコネクタ, 中間サーバ	生活保護電算処理システム, レセプト管理システム, 中間サーバコネクタ, 中間サーバ, オンライン資格確認等システム, 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	4②	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、第15号及び第16号 別表第2の36の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の 主務省令」という。)第19条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 1 4, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 7 0, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116及び 119の項  別表第2の主務省令第8条、第9条、第11 条、第12条、第13条、第14条、第17条、第1 9条、第20条、第21条、第22条、第23条、第 24条、第26条の4、第27条、第28条、第32 条、第33条、第35条、第39条、第44条、第4 7条、第52条、第53条、第55条、第59条の2 及び第59条の3</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、第15号及び第16号 別表第2の36の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の 主務省令」という。)第19条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第6及び8号 別表第2の10, 11, 15, 17, 24, 31, 34, 36, 37, 38, 4 0, 41, 48, 50, 55, 63, 66, 67, 76, 77, 79, 87, 112, 115, 119, 133, 135, 13 7, 142, 146及び150の項 別表第2の主務省令第8条、第9条、第11 条、第12条、第13条、第14条、第17条、第1 9条、第20条、第21条、第22条、第23条、第 24条、第25条、第26条の4、第27条、第28 条、第32条、第33条、第35条、第39条、第4 4条、第47条、第52条、第53条、第55条、第 59条の2の2及び第59条の3</p>	事前	
令和7年10月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その 申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務	⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受 理、その申請に係る事実についての審査又は その申請に対する応答に関する事務	事後	法改正後の施行による変更 (重要な変更に当たらない軽 微な修正)
令和7年10月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護電算処理システム、レセプト管理シ ステム、中間サーバーコネクタ、中間サーバ、オンラ イン資格確認等システム、医療保険者等向け中 間サーバー等	生活保護システム、レセプト管理システム、中間 サーバーコネクタ、中間サーバー、オンライン資 格確認等システム、医療保険者等向け中間 サーバー等	事前	システム名称の変更等
令和7年10月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の15の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府総務省令第5号)第15条 旭川市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に關 する条例</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府 総務省令第5号)第15条 旭川市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に關 する条例</p>	事後	法改正後の施行による変更 (重要な変更に当たらない軽 微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、第15号及び第16号別表第2の36の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第19条(情報提供の根拠) 番号法第19条第6及び8号 別表第2の10, 11, 15, 17, 24, 31, 34, 36, 37, 38, 40, 41, 48, 50, 55, 63, 66, 67, 76, 77, 79, 87, 112, 115, 119, 133, 135, 137, 142, 146及び150の項 別表第2の主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法 別表の23の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第6及び8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項	事後	法改正後の施行による変更 (重要な変更に当たらない軽微な修正)
令和7年10月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012	事後	庁舎移転、機構改革による変更 (重要な変更に当たらない軽微な修正)
令和7年10月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市福祉保険部生活支援課給付係 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目(第2庁舎5階) 電話番号 0166-25-6458	旭川市福祉保険部生活支援課給付係 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 電話番号 0166-25-6458	事後	庁舎移転による変更 (重要な変更に当たらない軽微な修正)
令和7年10月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	令和7年8月1日時点	事前	
令和7年10月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	令和7年8月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	生活保護の新規申請があった際、担当職員が住基で個人番号を調べ、生活保護システムに紐づけしているが、紐づけ誤りがないよう、複数職員によるチェックを徹底している。したがって、人手を介在させる作業に対するリスク対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式変更に伴う新規追加
令和7年10月6日	IV リスク対策 9. 監査	[ ]内部監査	[ ○ ]内部監査	事後	実態に即した修正 (重要な変更に当たらない軽微な変更)
令和7年10月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、生活保護システムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定しており、システム端末へのログインについても、二要素認証を行っている。したがって、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式変更に伴う新規追加
令和7年10月6日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正 (重要な変更に当たらない軽微な変更)